

重要事項に関する説明

近年、 県の保育義務として重要事項ということに関して、保護者に説明し

それについて、同意書を頂くように定められました。

当園では、殆どの内容が 毎年お配りします「入園のしおり」に記載されており、

この1冊で重要事項が網羅されているといえます。

数点 新たに書き加えられた箇所もございますので、しっかり目を通して

内容を把握された上で、しおりに挟んでおります**同意書**に署名捺印され

担任にお渡しください。

お手数とは存じますが、必ず提出されますようお願い致します。



社会福祉法人 真如会

飯塚東保育園

保育理念・保育方針・保育目標

♥保育理念♥

「児童憲章」「児童福祉法」「保育所保育指針」に基づき、子供の人格や主体性を尊重し、保護者や地域社会との連携を図り、一人ひとりの子供の最善の利益と福祉を増進するにふさわしい環境を整え、合わせて地域における子育ての支援を行う。

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であるので、以下の保育方針・保育目標に従った**養護と教育**を一体的に実施する。

♥保育方針♥ **・・・強く、正しく、愛らしく・・・**

1. 強く・・・ 乳幼児の保育の基本は、まず丈夫な体づくりと自分で出来る事は自分でする強い意志を持たせる事。
2. 正しく・・・ 決まった時間に起床、食事、排泄、睡眠を行う正しい生活習慣、生活態度の確立。
正しい言葉を覚え 理解、表現する事。
3. 愛らしく・・・子供らしく、愛らしく、伸び伸びと活動できる環境の創造。
キラキラ輝く瞳、喜怒哀楽も自己主張も身体いっぱい表現できる子供。
それを寛容に受け入れる明るい保育者である事。

♥保育目標♥

1. 基本的な生活習慣の確立に向けて、**自主性を尊重**しながら身の整理（食事・排泄・睡眠・衣服の着脱等）の出来る **自立心**を育てる。
2. 子供が健康、安全で**情緒の安定**した生活が出来る環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動する事ができるようにする事により、**健全な心身の発達**を図る。
3. 生活や遊びの中で、考えたり、工夫したりする素材を積極的に与え、**知的興味や関心を育てる**事が出来るように、時代のニーズや地域の特性を十分に生かした児童福祉・保育サービスの提供を行い、子育ての拠点となる。

※以上の事を踏まえて、子供たちが育っていく上で 保育士と保護者の方々の協力体制がとても大切な物であり必要なものである。

保育士はあくまでも 育児をされる保護者の方々のサポーターであり、よき理解者であるという事を忘れてはいけない。

♡ 保育園の一日 運動大好き ♡

7:00 おはようございます♡

18:00 さようなら

(9:00までにはきてね!)

また明日♡



お天气がいい日は

戸外であそぼう!

自由遊び

15:45~戸外遊び及び室内遊び



15:15

3時のおやつ

手作り重視

食べる時の量や硬さ大きさ
などに細心の注意を払っています



9:15~30

朝のおやつ(未満児)開始

AM9:30

おかたづけ
(以上児)

12:30~14:30

午睡

※4歳児からは

午睡が短くなり

年長は土曜以外ありません

※夏のカリキュラムは別です



※給食は 11:30~
食品衛生上 食事準備~食事
12:30まで
しか、お取り
置きできません。



以上児は
立腰を行う

9:45

朝の活動~設定保育



※月に1回身体測定



※月1回誕生会



職員体制

♡配置人員(令和6年度) ※保育士は中途採用有

園長	主任	保育士	看護師	栄養士	調理師	合計
1	1	16	1	2	2	23

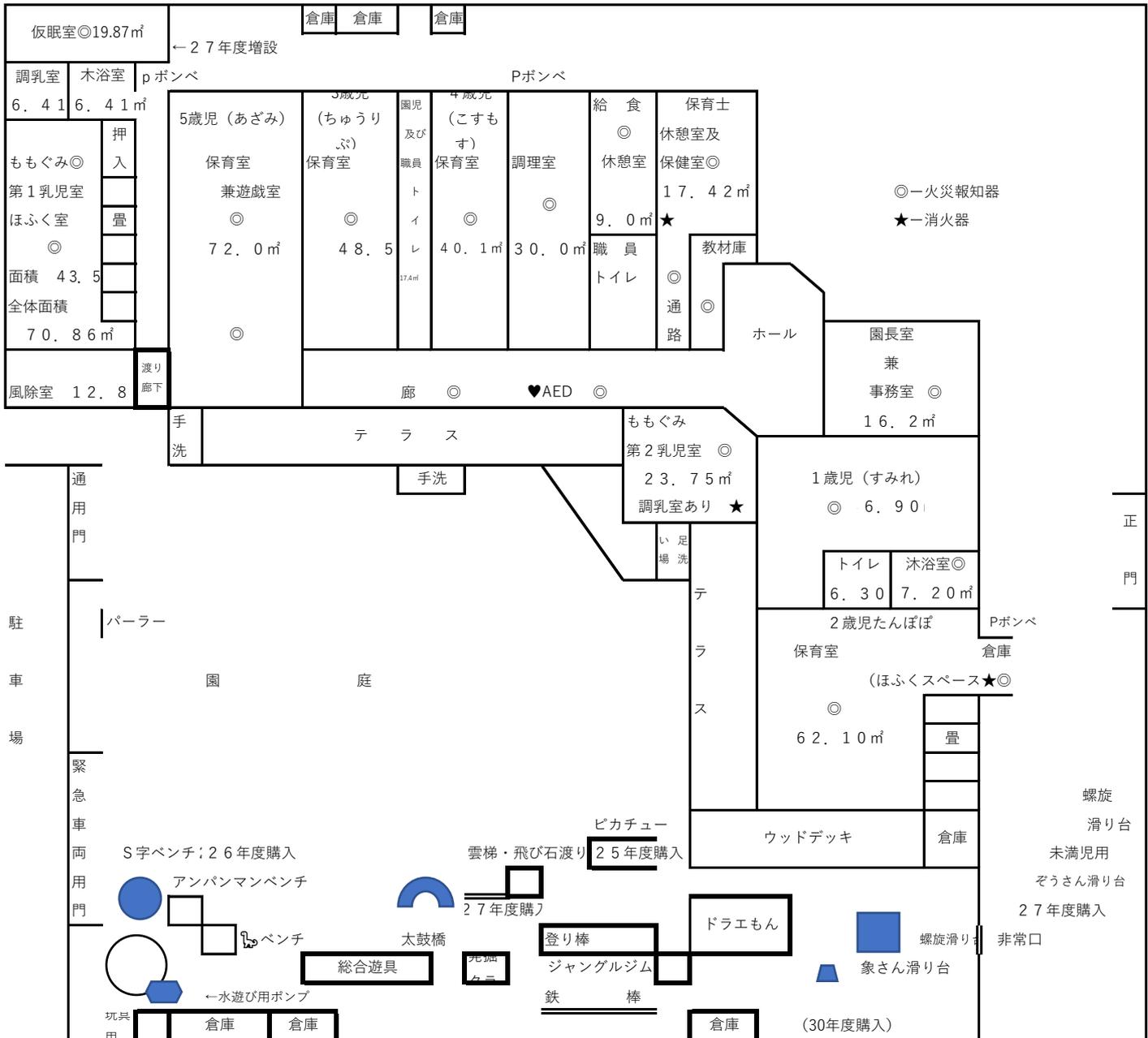
♡勤務体制

※1日12時間で6日開所の為、時差出勤を行っていますので、各職員の勤務日及び勤務時間はさまざまです。(子供の状態により変動有)

1勤	2勤①	2勤②	3勤	4勤	5勤	6勤
7:00~	7:30~	8:00~	8:30~	8:45~	9:00~	9:30~
15:30	16:00	16:30	17:00	17:30	18:00	19:00
2名	1名	1名		2名	2名	2名

飯塚東保育園 平面図

令和6年4月現在



令和6年度利用定員

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
15名	23名	22名	25名	22名	21名

※0歳児は見込み定員です。

非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を設置

通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回の避難消火訓練と定期的に防災防犯訓練を実施している。

非常時の対応	別途に定める消火計画書により対応する。			
避難消火訓練	避難訓練及び消火訓練は毎月1回以上は実施			
防災設備	自動火災報知機	有	消火器	有
	ガス漏れ報知器	有	非常警報装置	有

園児の救急措置として、AED設置

虐待防止のための措置について

- ◆ 虐待防止、人権に関する啓発の為の職員研修を実施
外部研修にも参加
- ◆ 保育の提供中に虐待の疑いがあると思われる園児を発見した場合
児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、速やかに市町村、
都道府県の設置する児童相談所の機関に通告する。

♥虐待と見なされる恐れがある事例

- ♡ 衣服で隠れる場所に青あざや傷がある（複数回）
- ♡ 体重の増加が著しく見られない（朝食抜く等）
- ♡ 下着、衣服を着替えず 衛生面に欠ける。

等々

※不自然な傷や、青あざに関しては部位の写真を撮らせていただきます。

※飯塚病院の虐待防止委員会とも連携をとらせていただいています。

園に対してご意見ご要望がある場合

- ◆ まず、お子様を担当している担任に相談
- ◆ その後、主任・延長を交えて担任と検討会議
- ◆ 問題が保護者全体に及ぶ場合、会長・副会長・主任・園長・理事長を交えて会議
- ♥ 解決した場合は、プリントで結果配布

※ご意見を出される場合は、対面で行ってください。

ラインなどの集約での、陳情に対しては対応し兼ねますので、ご了承下さい。

担任を飛び越えての発信は、扱いかねます。

但し、苦情等は直接、主任・園長をお呼びください。